



休業日65日明記は必要？

授業時数確保のためとして、県立高校同様に休業日に上限を明記する市立学校管理規則改正の提示がなされています。

◇未履修問題が発端

8年ほど前、全国的な進学率競争を背景に県内でも一部公立校で受験に関係がない必修科目の時間に受験指導が行われていた事実が発覚、当該校では卒業要件を満たすため卒業式を終えた3年生に必修科目の特別講義を行うという事態になりました。学校週5日制移行後も進学実績も求められる教育現場で問題は起こりました。

この問題を受けて市教委も授業時間の確保を各学校に指導しています。

◇市立各校の休業日はすでに65日をクリア

高校改革室は組合に何の提示することもなく一昨年に市立各校に休業日上限65日導入にしたい考えを伝え、各校ではこれを指導と受け止め対応をすすめました。今年度末に閉校する凶南を除き、各校の授業計画はすでに休業日が65日を越えないよう配慮しているようです。結果的に管理規則を改訂する必要はなくなっています。

◇子供たちの可能性を伸ばしたい願いは同じ

先生方は、改革室以上に子供たちと向き合う時間を何とか確保し、その可能性を何とか伸ばそうと日夜取り組んでいます。

学校再編において現場の準備が十分整わないまますすめられた結果、特色ある学校づくりの模索が今も続いています。再編アンケートをみても現場の忙しさが増したという結果でした。トップダウンはときに大きなひずみが残ります。

高教組は、学校管理規則に休業日上限65日をあえて明記し、県立に追従するような改訂は無用と訴えています。皆様はどう思われるでしょうか。

県立学校の管理に関する規則 抜粋 (休業日の新旧対照表)

<旧> (昭和32年) 第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 (略 祝日)
 - 二 (略 土日)
 - 三 開校記念日
 - 四 学年始休業日 四月一日から同月七日まで
 - 五 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで
 - 六 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで
 - 七 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで
 - 八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日
- 2 前項第四号から第七号までの規定によりがたいときは、校長は、期日を変更することができる。

<新> (平成16年) 第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 学年始休業日 四月一日から同月七日まで
 - 四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで
 - 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで
 - 六 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで
 - 七 校長が特に必要と認めて定める日
 - 八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日
- 2 前項第三号から第六号までの規定によりがたいときは、校長は、各学年ごとに、同項第三号から第六号までに規定する期間を変更することができる。この場合において、当該変更が日数の増減を伴うときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 3 第一項第七号に規定する日を定めるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 4 第一項第三号から第七号までに規定する日の日数の合計は、六十五日以内とするものとする。

<予告> 第28回市立教研

講演会 仮題「放射能の人体への影響」

講師 東北生活文化大学教授 西野徳三氏

日時 11月19日 (土) 午前

会場 現在調整中！



福島で起きた原発事故・放射能漏れは、地元住民はもとより遠く離れた地域に暮らす人々にも深刻な生活破壊・健康被害を与えて続けています。放射能を学ぶ機会が少なかった私たちは専門知識も乏しく、連日報道される放射能のニュースに目を凝らしています。

高教組の教研推進委員は放射能に焦点をあてた企画を考え、生文大教授の西野先生にお願いしたところ、ご快諾いただいたところです。この企画が少しでも皆様の役に立つよう願っております。

